

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等が、その職務に従事した時に支給する報酬の額は、日額6,500円とする。ただし、規約第7条第1項第1号の規定による委員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために、深谷市、岡部町、川本町及び花園町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長の属する市又は町の特別職職員の例による。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、会長の属する市又は町の特別職職員の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月12日から施行する。